

人もペットも被災への備えを！ 第3版

いざという時、
ペットを守れるのは
飼い主さんです



大切なペットを守るために

ペットを飼っている方にとって、ペットは大切な家族の一員です。災害時に悲しい想いをしないためには、日ごろからの備えが大切です。

大地震などの災害は突然起こります。地震から生命を守るために、住宅の耐震化、家具の転倒防止対策などを実施しましょう。

避難所は狭い場所に多くの人が集まり、さまざまなトラブルが起こりやすくなります。自宅が安全であれば、自宅での生活を継続しましょう。

ペットの飼い主は、避難所にペット用の備蓄がないため、ペット用も含めた食料の備蓄などに取り組み、災害後に自宅での生活が継続できるように、日ごろから準備しておきましょう。

1. ペットと一緒に避難する「同行避難」 ～基本的な考え方～

災害が起こったら、自宅が安全であれば、プライバシーが守れるなど負担が少ないので、自宅での生活を継続しましょう。同行避難とは、避難が必要な場合において、飼い主が飼育しているペットを同行し、一時(いっとき)集合場所や避難所まで安全に避難することです。

◎避難所に同行避難することになった場合、ペットを居住スペースに入れることはできません。

校庭内などの定められた飼育スペースで、飼い主の責任で飼育します。

◎避難所で受け入れ対象とするペットは、主に犬・猫等の小動物です。特殊なペットを飼育している場合は、普段から災害時の受け入れ先を探しておくようにしてください。

災害時にペットを同行することは、ペットの安全を守るのみならず、ペットを飼っている被災者の心のケアの観点からも重要とされています。また、被災ペットを放浪状態にしないことが、放浪ペットによる人への危害や、公衆衛生、環境保全等の問題発生を防止することにつながります。

一方、火災の発生や自宅が倒壊する危険等がある場合に、「ペットがいるから避難できない」「ペットをおいてきたので家に帰らないといけない」という行動は、新たな被害につながる恐れがあります。

あらかじめ、ペットを連れた避難のための備えをしておき、避難先や安否確認方法等とともに、同行避難についても家族等と相談する等心構えをしておきましょう。



2. 災害が発生

→ まずは自分の身の安全を確保！

自宅が安全であれば自宅での生活を継続しましょう！
(プライバシーの確保、トイレの問題など負担少)

- ◎机等の下にもぐるなど、まずは身の安全の確保
- ◎動けるようになったら火の始末、ドアを開けて避難経路を確保
- ◎ペットは、最初の揺れがおさまってから、慣れたキャリー等に入れる。または、コントロールできる長さのリードをつけて保護する。



- 市から避難勧告・指示が発令された
- 倒壊・火災の危険性（自主避難）

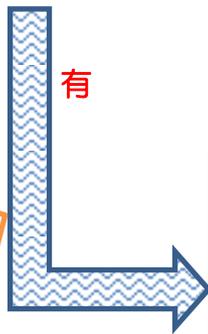
無



自宅での生活の継続

- ◎生活必需品は備蓄で賄う
- ※自宅生活を選択した場合も、避難所等で支援物資の配布は受けられませんが、発災当初は手に入りにくいことが想定されます。
(特にペット用は困難なため 1~2 週間分の備蓄を)
- ◎むさしの - FM、防災行政無線等で災害情報を収集

有



帰宅



一時(いっつき)集合場所

(市立小・中学校及び都立高校の校庭)

- ◎一時集合場所に危険がある場合は広域避難場所や他の一時集合場所へ
- ◎ペットはキャリー等に入れる、リードをしっかり持つ等、周囲の人に配慮する

避難継続

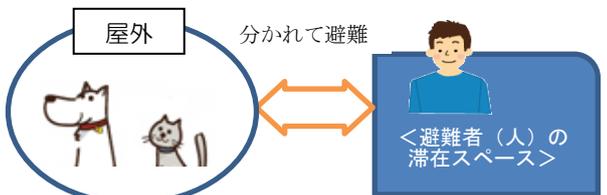
(やむを得ない場合)



避難所

(市立小・中学校及び都立高校の体育館等)

- ◎同行避難の場合、ペットは、定められた飼育スペースで、飼い主の責任で飼育する



こんな時はまず自分自身の避難を！
(やむを得ず、ペットを置いて避難することもあり得ます。)

- ・飼い主が生命の危険にさらされて至急避難しないとイケないとき
- ・ペットが隠れてしまう等、なかなか保護できないとき
- ・一人ではペットを同行して安全に避難することができないとき

⇒発災直後に同行避難することが難しければ、ペットをすぐ連れ出せる安全な状態にして、一時家に残ることになるため、(窓の内側など)外から見える場所に動物種・頭数・名前等貼り紙をしておくとい

＜一時集合場所・避難所＞

市内の市立小学校 12 校・市立中学校 6 校・都立高校 2 校、計 20 か所を一時集合場所・避難所に指定しています。自宅生活を継続する被災者への支援物資の配布場所にもなります。

- ①一小
- ②二小
- ③三小
- ④四小
- ⑤五小
- ⑥大野田小
- ⑦境南小
- ⑧本宿小
- ⑨千川小
- ⑩井之頭小
- ⑪関前南小
- ⑫桜野小
- ⑬一中
- ⑭二中
- ⑮三中
- ⑯四中
- ⑰五中
- ⑱六中
- ⑲都立武蔵高
- ⑳都立武蔵野北高



＜地域の避難所を住民が運営する避難所運営組織＞

市では、各地域の避難所を住民自らが開設・運営できるよう、「避難所運営組織」の活動を支援しています。
(平成 29 年 6 月現在 13 組織)

地域の防災訓練等に参加し、避難所の運営を体験してください。

☎ 防災課 60-1821

3. 避難所の飼育スペースについて

避難所では、避難所内（困難な場合は近接場所）に、居住スペースとは分離してペットの飼育スペースが設置されます。飼育スペースの運営は、主に飼い主の皆さんが共同で行います。個々のペットの飼育は飼い主の責任で行い、必要な用具（ケージ・餌など）も飼い主が用意します。

<飼育スペース運営のモデルケース>

避難所の開設

飼育スペースの設置

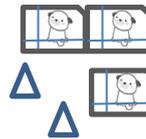
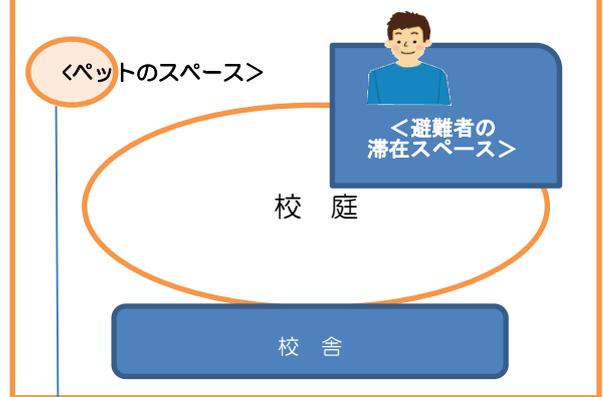
飼育スペース運営ルール・役割分担の確認

飼育スペースの運営
(個々のペットの世話・役割分担による共同作業)

避難所飼育スペースのルール（例）

- ペットは自宅から持ってきたケージに入れる
- ペット受入名簿に登録し、避難動物の状況が把握できるようにする
- ペットは決められた場所でケージに入れる。
- ケージ等には名札をつけ、個々のペットの管理責任を明確にする
- 定時の給餌、後片づけを徹底し、ペットの体やケージ内を清潔に保つなど、周囲への影響に配慮する
- 排泄は指定した場所でさせ、後始末をする
- 散歩は決められた場所でリードを着けて行い、糞などの後始末をする
- 清掃、廃棄物の処理、救援物資の仕分けなどの共同作業を行う

避難所の飼育スペース配置の例



- ・倉庫を利用したり、屋外（鉄棒など支柱が利用できる所）にカラーコーン等で区切って設置する
- ・飼育動物ごとにグループ分けするなどケージの配置を考えたり、清掃・消毒して清潔を保つなど、ペットの健康を守る工夫をする

4. 災害時にペットとはぐれてしまったときは？

飼い主不明の動物は、東京都（動物愛護相談センター）が保護することになっています。発災直後には、市で一時保護した場合でも、都の保護施設に移されることも想定されます。

ペットの特徴を記入した手帳や写真（携帯電話にデータも保存しておくとも便利）があれば飼い主の特定に役に立ちます。また、ペットがマイクロチップを装着していると、保護された場合に飼い主等の情報を照会することが可能なため、飼い主のもとに戻りやすくなります。



武蔵野市は平成23年11月に公益社団法人 東京都獣医師会武蔵野三鷹支部と災害時における動物救護活動に関する協定を結んでいます。

5. 日ごろから準備しておくこと

(1) ペットの防災用品

避難所にはペットに対する備え(フード等)がないため、原則飼い主の責任で用意することが必要です。また、救援物資はすぐには届きません(特に動物用の物資は手に入りにくいとされています)。目安として、消耗品は**使いかけのものでもかまいませんので**1~2週間分は用意しておきましょう。ペットの命や健康に関わるものを最優先に準備し、持ち出しやすい場所に置いておきましょう。

- ・フード(餌)&水 ・常備薬、療法食 ・首輪&リード(丈夫な金属製のものがあるとよい)
- ・トイレ用品(トイレシート、猫砂、新聞紙等)
- ・ケージ、キャリーバッグ(ハードタイプの積み重ねられるものがよい、ビニールシート等風雨がしのげるものがあるとよい)
- ・食器 ・健康の記録 ・ペットの写真 ・その他(ガムテープ、おもちゃ等必要なもの)

(2) 身元表示

災害時には、飼い主とペットが離れ離れになることがあります。ペットを探す手がかりとなる情報をペットの体につけておきましょう

- ・首輪に迷子札(飼い主氏名、住所、電話番号等) ・鑑札、注射済票(犬には必ずつけておきましょう)
- ・マイクロチップ※脱落することがないため、身元確認に有効です。東京都獣医師会武蔵野三鷹支部ではマイクロチップの装着を推進しています。詳しくはお近くの獣医師会加盟病院へお問合せください。

(3) しつけ

緊急時、速やかに避難するためには、日頃から基本的なしつけが必要です。避難所で初めて会う他のペットや大勢の人に興奮しないよう、飼い主がきちんとコントロールできるようにしましょう。

- ・「待て」「伏せ」などの基本的な指示に従う ・ケージに嫌がらず入る ・リードでコントロールして移動できる
- ・トイレは決められた場所でする ・無駄吠えをしない ・他人や他の動物を怖がらない

(4) 各種予防接種と健康管理

災害時、ひとたびペットの伝染病が発生すると、アツという間に広がってしまいます。定期的に各種ワクチン接種を受けておきましょう。また、ノミやダニ、伝染病の予防など普段からの健康管理もこころがけましょう。犬については、登録及び年1回の狂犬病予防注射が義務付けられています。

(5) 協力しあえる仲間づくり

日ごろから近隣の方とのコミュニケーションをとりましょう。いざというときのために、親戚、友人などペットの一時預け先を確保しておくことも非常に大切です。また、地域の防災訓練等に参加することで、避難所開設のイメージを知ることができます。



(6) 不妊・去勢手術

動物は発情すると大きな声で鳴いたり、マーキング(尿スプレーなど)をするようになります。不妊・去勢手術を受けておくことで、トラブルが軽減されます。

※このリーフレットは、武蔵野市地域防災計画(平成27年修正)の考え方にもとづき、災害時におけるペットについて、基本的な考え方をまとめたものです。今後、関係機関との協議等の状況に応じて、適宜改定していきます。

発行：平成29年8月 第3版

武蔵野市 環境部環境政策課 0422-60-1842
防災安全部防災課 0422-60-1821
公益社団法人 東京都獣医師会武蔵野三鷹支部